

## 富山県済生会富山病院設備機械の運転操作及び保守管理業務仕様書

1. 件 名 設備機械の運転操作及び保守管理業務委託について
2. 履行場所 富山県富山市楠木 33 番地 1  
富山県済生会富山病院、富山県済生会富山病院健康管理センター
3. 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
4. 対象設備
  - (1) 空調設備、電気設備、給排水衛生設備、消防防災設備、特殊空調設備等で別紙「管理業務内訳書、中央監視業務内訳書、日常巡視点検業務内訳書」に記載の通りとする。
  - (2) 施設、設備の簡易修理業務
  - (3) 建物内外の巡回業務及び施錠管理業務
5. 業務の概要  
建設設備の管理業務、中央監視業務、日常巡視点検業務  
詳細は別紙「管理業務内訳書、中央監視業務内訳書、日常巡視点検業務内訳書」に記載の通りとする。
6. 業務時間  
委託期間の日数のうち、3分の2の日数について、常時（24 時間）1 名以上従業員を配置するものとする。
7. 従事者等の届出  
業務責任者及び従事者を定め、名簿を提出するものとする。
8. 従事者の資格  
以下の資格を有している者を従事させること
  - (1) 一級ボイラー技士
  - (2) 乙種第四類危険物取扱者
  - (3) 高圧ガス製造保安責任者（第三種冷凍機械）

9. 落札者は、業務遂行上個人情報を取り扱う際は個人情報保護法等の関連法令を遵守しなければならない。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

#### 10. 業務実施記録と報告

業務にあたって業務日誌等を作成し、報告・承認を得るものとする。

#### 11. 非常時の処置

火災、停電、その他災害が発生した場合速やかに病院と協力し、次の処置を取るものとする。

- (1) 火災発生の場合は、防火管理者等の関係者に通報するとともに、消火栓ポンプ他消防設備の機能保持に努める。
- (2) 停電の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり安全保持に努める。
- (3) 断水・浸水の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり受水槽、揚水ポンプ等の性能を安全に保持する。
- (4) 地震の場合は、地震の程度に応じて、爾後速やかに各種設備機器の被害状況の把握と応急処置に努める。
- (5) 停電・断水・浸水等が予測される場合は、病院と協議し必要な処置を講ずる。

#### 12. 服務規律

落札者は、落札業者の定める制服を着用させ氏名を明示し、落札業者の従業員であることを明確にするものとする。

#### 13. 配属職員の資格

- (1) 責任者 一級ボイラー技士（必携）、電気工事士（第一種又は第二種）、高圧ガス製造保安責任者（第二種又は第三種冷凍機械）、危険物取扱乙種第四類の内、3資格以上を所有し経験年数5年以上の者から選任する。
- (2) 設備担当者 一級ボイラー技士（必携）、危険物取扱者乙種四類所有し経験年数3年以上の者。

#### 14. その他

本仕様の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、病院と協議し決定すること。

#### 15. 担当者

富山県済生会富山病院用度課 牧田

TEL 076-437-1111 e-mail k-makita@saiseikai-toyama.jp